

魅力ある 十勝をつくる

「定住自立圏構想」は、都市機能を有する市と近隣町村が相互に役割分担・連携・協力することにより、必要な生活機能を確保し、地方圏への人口定住を促進する政策です。岡田町長は「住民サービスの向上に向け、十勝圏域が一丸となり、オール十勝で進めたい」と述べました。



新体制の幕別町農業委員会委員

(任期は平成23年7月20日から平成26年7月19日まで)
選挙による委員は、平成23年7月10日執行の、幕別町農業委員会委員選挙により17人が当選しました。

○忠類選挙区 (無投票)

候補者名
当 杉坂 達男
当 齊藤 一男
当 小原 喜久雄
当 東口 政秋
当 向井 知己

候補者名	得票数
当 加藤 宏 候補	175票
当 谷内 雅貴 候補	151票
当 香西 浩志 候補	137票
当 田邊 忠幸 候補	127票
当 鬼頭 良市 候補	122票
当 鮎戸 英明 候補	114票
当 国枝 隆幸 候補	113票
当 尾藤 欣二 候補	106票
当 宗廣 武夫 候補	106票
当 中島 孝 候補	96票
当 大道 健實 候補	87票
当 森 勤子 候補	83票
当 高橋 健雄 候補	73票

○選任委員

	候補者名
議会推薦	白木 孝和
	杉本 義昭
	岡崎 稔
農協推薦	齊藤 正孝
	高橋 秀樹
	石川 雅洋
	姥原 一治
	共済推薦 山田 学

選任農業委員は、次の8人に決定しました。
議会推薦・農業協同組合推薦・共済組合推薦による

ちょこっとECO

夏は1年間で最も電力を消費する時期です。特に今年は東日本大震災により、例年以上に「節電」がキーワードになっています。
日常生活の中で「節電」を心がけると、1年間では大きな「節電」になります。

○節電行動による節電効果

項目	節電行動	年間節電効果	
		節電量 (kwh)	金額 (円)
冷房	エアコンの温度設定を27°Cから28°Cにする エアコン(設定温度28°C)の運転を1日1時間短縮する	30.24 18.78	670 410
照明	白熱球(54W)を省エネ型の電球型蛍光ランプ(12W)に変える 白熱球(54W)を1灯あたり1日1時間短縮する 電球型蛍光ランプ(12W)を1灯当たり1時間短縮する	84.00 19.71 4.38	1,850 430 100
テレビ	プラズマテレビ(32インチ)を1日1時間見る時間を短縮する	74.57	1,640
冷蔵庫	物を詰め込みすぎない 冷蔵温度設定を強から中へ 壁から適切な間隔を空けて設置する 無駄な開閉をやめる(1日50回→25回)	43.84 61.72 45.08 10.40	960 1,360 990 230
トイレ	使用しない時にフタを閉める 便座の設定温度を1段階下げる 洗浄水の設定温度を1段階下げる	34.90 26.40 13.80	770 580 300

「家庭の省エネ大辞典2011より抜粋」

※節電量や金額はそれぞれ平均額であり、各家庭での使用機器や使用状況により異なります。

暮らしの情報（環境）

子ども医療費助成制度が始まります

町では、小学生の医療費助成として、平成20年10月から子育て環境を支援するため、入院や指定訪問看護に係る医療費に限り、助成を行ってきましたが、この度、「乳幼児等医療費助成制度」から「子ども医療費助成制度」となります。

◆対象者

12歳に達する日以降の最初の3月31日まで。

◆助成対象となる医療費

入院時の食事療養標準負担額を除く、保険対象医療費（調剤含む）のすべてが助成対象となります。

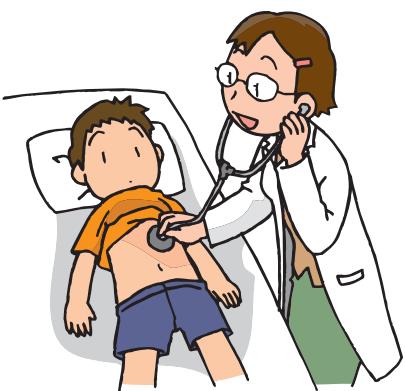
◆所得要件

児童手当法（特例給付）に準拠し、対象となる子どもの生計を主として維持する方の所得が、一定の所得以上の場合は、医療費助成制度は対象外となります。
所得の確認は、前年（平成22年中）の所得で確認しますが、おおむね次の所得が限度額となります。（実際は扶養の状況等により計算されます。）

○子ども医療費助成制度の所得限度額（制度の対象外）

扶養親族等の数	所得の限度額
1人	570万円
2人	608万円
3人	646万円

算定基礎法令
(児童手当法施行令)



◆助成開始時期

平成23年10月1日から

※平成23年10月1日以降の入院や通

院に係る医療費が対象となります。

◆受給者証の申請等について

「乳幼児医療費受給者証」の交付申請を行っていない未就学児や今回制度拡大により対象者となる小学生の保護者等の方は、8月中旬頃に「子ども医療費受給者証交付申請書」を送付しますので、役場町民課窓口、札内支所、忠類総合支所、各出張所窓口で申請してください。

※申請に必要なもの（被保険者証、印鑑）

※転入者など、本町に所得情報がない場合は、所得課税証明書等、前年

年の所得と住民税課税状況の証明ができる書類が必要になります。

◆申請が必要ない方

平成23年8月1日以降有効な「乳幼児医療費受給者証」をお持ちの方は、平成23年10月1日から有効の「子ども医療費受給者証」を9月下旬に送付しますので、新たな申請は必要ありません。

◆医療費助成方法

十勝管内の医療機関等では窓口で受給者証を提示することで、医療費の自己負担はありません。

※注 市外局番【幕】0155【忠】01558
幕別地域・忠類地域は合併前の各行政区域

ただし、医療機関で子ども医療費受給者証の提示がない場合や、十勝管外で医療を受けられた場合などは、一部自己負担分（未就学児2割、小学生3割）を一度医療機関で支払っていただき、後日、左記の申請に必要なものを添えて町に申請することで、助成を受けることができます。
※申請に必要なものは、領収証・被保険者証・受給者証・印鑑・金融機関の振込口座です。

◆その他

「重度心身障害者医療受給者証」や「ひとり親家庭等医療費受給者証」と「子ども医療費受給者証」を添えて医療機関に提出してください。

◆問い合わせ先 町民課国保医療係

TEL【幕】54-6602

暮らしの情報（保健）

子宮頸がん予防ワクチン初回接種を再開します

町では、子宮頸がん予防ワクチン助成事業を実施していましたが、ワクチンの供給不足のため、初回の方は接種を見合わせていました。

7月20日から、ワクチンの供給が可能になりましたので、初回の方の接種を再開いたします。

◆対象

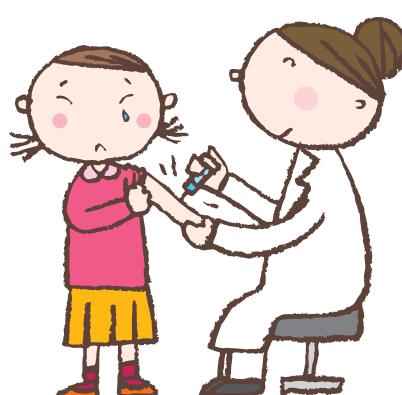
中学1年生から高校2年生に相当する年齢の女子

◆助成額

1回につき1万5750円を3回まで助成します。自己負担はありません。

◆実施医療機関

医療機関名	住所	電話番号
景山医院	錦町	【幕】54-2350
勝山医院	本町	【幕】54-2053
緑町クリニック	緑町	【幕】54-6900
おち小児科医院	札内新北町	【幕】56-5522
柏木内科医院	札内青葉町	【幕】56-5151
札内北クリニック	札内共栄町	【幕】20-7750
十勝の杜病院	千住	【幕】56-8811
忠類診療所	忠類幸町	【忠】8-2053



上記の医療機関以外での助成を希望される方は、保健課健康推進係までお問い合わせください。

◆助成実施期間

平成24年3月31日まで（6ヶ月の間に3回接種しますので、1回目を9月30日までに終了することをお勧めします。）

◆申し込み・問い合わせ先

接種の予約は医療機関に直接お願いします。問い合わせは保健課健康推進係（保健福祉センター内・TEL【幕】54-3811）

少し増やせる「付加年金」

「老後に受け取る年金を増やしたい」とお考えの方は、たくさんいらっしゃると思います。そのような方にお奨めの制度が付加年金です。

◆付加年金とは

付加年金とは、国民年金の月額に400円を加算して納めることで、老齢基礎年金の受給額に納めた月数に応じて200円上乗せされます。

◆加入できる方

付加年金に加入できる方は、国民年金第1号被保険者（任意加入の方を含みます）の方です。

ただし、国民年金基金に加入されている方は付加年金に加入することができません。

また、農業者年金の被保険者への加入が義務付けられていますのでご確認ください。

◆付加年金の申し込み

役場町民課・忠類総合支所・札内支所の各窓口で手続きができます。年金手帳を持参してお申し込みください。申し込みされた月から付加年金を納めることができます。

◆付加年金の納入

付加年金は年金保険料納付期間のみ納めることができます。免除を受けている期間や保険料を滞納している期間は納めることができませんのでご注意ください。

◆問い合わせ先

- ・町民課住民年金係（TEL【幕】54-6602）
- ・忠類総合支所住民課（TEL【忠】8-2111）

【計算例】付加年金を10年間（120カ月）納めた場合

納める金額

$$400\text{円} \times 120\text{カ月} = 48,000\text{円}$$

受け取る年金

$$200\text{円} \times 120\text{カ月} = 24,000\text{円} \text{ (年額)}$$

付加年金は老齢基礎年金を受給している間、上乗せされますので、2年間の受給で納めた金額と同額となり、3年目以降はまるまる得するお得な制度です。

暮らしの情報（年金）

お子さんの悩みごとなど
気軽に相談ください。

まっく心の相談室



まっく・ざ・まっく(千住)
月～金曜日 10:00～16:00
TEL【幕】56-7821
上記以外の時間
TEL【幕】56-8141

子どもサポーターが
相談をお待ちしています



西尾 峰明
(札内北町) 齋藤 雅晴
(札内曉町)

○子どもを真ん中にして一緒に考えませんか。お待ちします(西尾)

○少しでも保護者や子どもたちの力になりたいと思いません。遠慮なくご相談ください。(齋藤)

○子どもサポーターは、学校や家庭と一緒に、子どもを真ん中にして、悩みや困っていることを一緒に考えます。

○子どもたちの居場所づくりに取り組んでいます。

青少年電話相談窓口

幕別町教育委員会
月～金曜 8:45～17:30
TEL【幕】54-2006

幕別町児童生徒健全育成推進委員会

～ともに創ろう協働のまちづくり～

一 広げよう 子ども健全育成の輪 一

児童生徒の健全育成を願って、学校で指導している約束やきまりの概要を紹介します。
子どもの成長には、保護者だけでなく、

地域の大人みんながお手本・モデルとなり育てていくことが大切です。子どもたちへの声かけなど、町民の皆さんとの積極的な関わりをお願いします。

領域 ／ 学校	小学校	中学・高等学校	
禁止事項	その他	交通安全	生活
			<ul style="list-style-type: none">○一日一日を計画的に、家族の一員として楽しく過ごそう。○友達や地域の人と元気なあいさつをかわそう。○友達のよいところを認め合い、助け合って生活しよう。○友達と仲良く安全な場所で遊ぼう。
			<ul style="list-style-type: none">○家庭・学校・地域社会に広く目を向け、社会の一員としての意識をもって、有意義な生活を過ごそう。○場にあったあいさつや対応をしよう。○命の大切さを自覚し、思いやりの心をもって生活しよう。○インターネットや携帯電話などの情報モラルやマナーを身につけよう。
		<ul style="list-style-type: none">○交通ルールを守ろう。○自転車は正しく乗ろう。	<ul style="list-style-type: none">○交通ルールを守ろう。○自転車は正しく乗ろう。
			<ul style="list-style-type: none">○心のふれあいを大切に、ボランティア活動に積極的に参加しよう。○地域の行事には、進んで参加しよう。○子どもだけで山や川へ行くこと。
			<ul style="list-style-type: none">○保護者同伴以外で遊技場等へ出入りすること。○18歳未満の立ち入り禁止場所への入場。

◆町内で不審者がいた場合は、学校・家庭・地域・関係機関が一体となって対策を取り組んでいます。不審者情報がありましたが、学校または教育委員会(TEL【幕】54-2006・【忠】8-22001)にご連絡ください。

いく
毎月19日はまくべつ教育の日

あたたかい家庭をめざして
・家族だんらんの機会をふやし、子どもに自主性と個性、優しい心を育てましょう。
・家族が協力して、子育てにあたりましょう。
明るい地域をめざして
・子どもは地域の宝、まちの宝、あたかく成長を見守りましょう。
・子どものために、よりよい環境をつくりましょう。

※注
市外局番【幕】01-555【忠】01-5558
幕別地域・忠類地域は合併前の各行政区域